

すべての宇宙に関心のある人々の皆さんに訴えます

宇宙の軍拡をすすめる

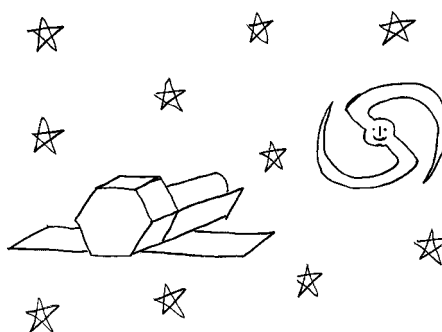
「宇宙基本法」の与党案に反対します！

宇宙での軍拡に反対する有志

http://homepage2.nifty.com/space_for_peace/

連絡先：space_for_peace@mbr.nifty.com

宇宙基本法案(2007年6月国会提出、継続審議)とは、
宇宙開発を国の主導で行うことにする
そのために、内閣の下に宇宙戦略本部を置く
そこでは宇宙基本計画の策定・宇宙開発に関わ
る機関のありかた等の検討を行うことにする
宇宙の軍事目的の利用を解禁する
宇宙産業の振興を行う
など



「宇宙基本法」の与党案が成立すると...

- 宇宙の軍事利用が解禁されます（憲法違反！）。
- 日本は、米国の世界戦争システムに部品として組み込まれます（ミサイル防衛、誘導ミサイル、宇宙兵器など）。

ミサイル防衛は国民を護らないのに毎年数兆円の税金を食いつぶします [そもそもミサイル迎撃に成功するとは誰も思っていないし、ミサイルから護ろうとしているのは基地や攻撃システムのみ]

- 航空宇宙産業が宇宙軍需への依存を強め、多額の税金（毎年数兆円）が要求されます。
- 軍事機密の壁のため、使い道と効果のチェックなしに、多額の税金が国内外の軍需に投入され、国の政治・経済が軍事・軍需依存の軍産複合国家になります。
- 宇宙や地球の科学 [天体や地球の観測や月惑星などの探査] や技術の研究は制約され、軍事最優先の宇宙になるおそれが非常に大きくなります。

応援をお願いします：例えば…、「メディアに意見を出す」、「友人知人に話す」、「わたしたちのホームページに応援のメールを書くあるいは投稿する」、「ブログに書く」

朝日新聞「声」：FAX = 0570-013579、tokyo_koe@asahi.com

東京新聞「ひろば」：FAX = 03-3595-6934、<https://cgi2.chunichi.co.jp/tko/hatsugen/form.shtml>

毎日新聞「みんなの広場」：FAX = 03-3212-0825、<https://form.mainichi.co.jp/annuncio/hiroba/>

危険な条文の例：

第二条：宇宙開発は、月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約等の宇宙開発に関する条約その他の国際約束の定めるところに従い、日本国憲法の平和主義の理念にのっとり、行われるものとする

一見平和主義ですが、法案推進側の資料によると次のように解釈されてしまいます：

「月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約」では「防衛的、非攻撃的」ならば宇宙の軍事利用は禁止しないと解釈するのが国際標準なのでそれに従う、つまり、「防衛的、非攻撃的な軍事開発は行う」ということ。この「防衛」の中には、日米にある基地を含む米国の世界戦争システムを「防衛」することも含む。「日本国憲法の平和主義の理念」は、こうした「防衛」を許容していると解釈する。

この世界戦争システムは宇宙を利用してイラク戦争での殺戮に大活躍しました。

この条文は、1969年の衆議院本会議での「宇宙の平和利用決議」を廃棄し、「攻撃システムの防衛」を中心に宇宙の軍事利用を許容するものです。

第二十三条：国は、宇宙開発の特性にかんがみ、宇宙開発に関する情報の適切な管理のために必要な施策を講ずるものとする。

宇宙開発を厳しい「軍事機密」の下に置くということです。これによって、「宇宙開発」に関する国民の検証を拒否できるし、また、日米の軍需産業に税金をいくらでもつぎ込むための隠れ蓑になります。さらに、理学や工学の進歩に必要な学問の「公開」の原則は廃棄することになります。

第二十五条：宇宙開発に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、宇宙開発戦略本部を置く。

第二十八条：本部の長は、宇宙開発戦略本部長とし、内閣総理大臣をもって充てる。

第二十九条：本部に、宇宙開発戦略副本部長を置き、内閣官房長官及び宇宙開発担当大臣（内閣総理大臣の命を受けて、宇宙開発に関し内閣総理大臣を助けることをその職務とする国務大臣をいう。）をもって充てる。

第三十条：本部に、宇宙開発戦略本部員を置く。

2. 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣をもって充てる。

現在の宇宙開発委員会（文部科学技術省）に参加している理学者・工学者が、宇宙開発戦略本部に入っていない。これは日本の科学全体について審議する総合科学技術会議（学者・有識者が入っている）と異なります。結局、日本の宇宙政策の決定は、政治家のみで行い、学者を意思決定の場から追放するということになります。学者の意見は必要に応じて聞くのみ（第三十一条）です。すなわち、学問の「自主・民主」の原則は無視されます。つまり、宇宙物理学の推進は行う条文（第五条）があるものの、それを保証する専門分野の意見を国の政策に反映させる制度には触れられていません。

詳しくは下記をご覧ください

http://homepage2.nifty.com/space_for_peace/